積算根拠となった契約電力及び使用電力量に対する単価をもって単価契約を行うものとする。※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率を考慮する業者は100％で計算すること。なお、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑸　「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」（環境配慮契約法平成19年法律第56号）を満たすこと。

⑹　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

⑺　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑻　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑼　厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。

⑽　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

⑾　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒930―8509 富山県富山市神通本町１丁目５番５号　富山労働局総務部総務課会計第一係　川崎　電話076－432－2727　ＦＡＸ076―432―6471

⑵　入札説明書等の交付方法　上記⑴の交付場所又は富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

⑶　入札説明書等の交付期間　令和４年12月27日から令和５年２月15日まで

⑷　入札説明会の日時及び場所　実施しない。

⑸　入札参加資格確認申請書等の提出期限　令和５年２月16日17時15分までに、入札説明書に定める書類を上記⑴に提出すること。なお、紙入札方式により提出する場合は、原則、郵送によることとし、上記⑴あてに入札参加資格確認申請書等の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

⑹　入札書の受領期限　令和５年２月17日10時00分

⑺　入開札の日時及び場所　令和５年２月17日10時05分　富山労働総合庁舎５階小会議室504

原則、立会方式の開札を実施せず、郵送による提出とする。

4　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

5　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　押印の省略（契約書以外）提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

⑺　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ANABUKI Toshinori, Director of General Affairs Department, Toyama Labour Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity supply to be used in Toyama Labor Bureau complex and 5 other facilities in 2023 fiscal year

⑷　Delivery period : From 1 April, 2023 through 31 March, 2024

⑸　Delivery place : As in the specifications

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have Grade A, B, C or D in “Selling” in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022／2023／2024 and have qualification for participating in competition of the Tokai-Hokuriku region.

④　have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 2, section 2 of the Electricity Utilities Industry Law.

⑤　satisfy “the condition about the coefficient of carbon dioxide emissions and the situation of the action to reduce the load of the environment” (Environmental Consideration Contract Law, Law No. 56 of 2007).

⑥　not be in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about �E and �F) for the last two years of this bid submission deadline, for bidders subject to the following insurance systems :

�A Welfare annuity insurance
�B Health insurance (by Japan Health Insurance Association)
�C Seamen’s insurance
�D National pension
�E Worker’s compensation insurance
�F Unemployment insurance

⑦　prove to have no false statement in tendering documents.

⑧　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

⑨　are not currently in the suspension period for nomination by Ministry of Health, Labor and Welfare.

⑩　have not received any administrative disposition of violation of laws and ordinances under jurisdiction of the Ministry of Health, Labour and Welfare within last a year.

⑪　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in Accordance with Article 73 of the Cabinet Order.